

青森大学 遠隔授業の運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第11条第2項に基づき、遠隔授業の運用に必要な事項について定める。なお、本学は通信教育を行う大学ではなく、学生はキャンパスに来て学ぶことを前提とする。

(遠隔授業の取扱い)

第2条 遠隔授業は、多様なメディアを高度に利用して、次の各号のいずれかの要件を満たし、本学において対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものとする。

(1) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの。

(2) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの。

2 前項第1号の授業を実施するに当たって、次の各号に掲げる事項について配慮することが望ましい。

(1) 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやり取りを行うこと。

(2) 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

3 第1項第1号の授業を行う場合は、原則として教員は大学キャンパス内の当該科目が開講されている教室から行うものとする。緊急の場合はその限りではないが、その場合担当教員は事前に書面等（電子メール含む）でその旨を教務課に報告すること。

4 前3項に基づいた運用を行うに当たり、手続き書式等を別途定めることができる。

(遠隔授業を含む科目のシラバス)

第3条 遠隔授業を含む科目のシラバスには、原則として次の各号に掲げる事項を示すこととする。

(1) 遠隔授業を行う授業回及び当該回の遠隔授業の方法

(2) 第2条第1項第1号の場合は、授業を行うキャンパス及び遠隔授業の配信キャンパス

(3) 第2条第1項第2号の場合は、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導方法及び当該授業に関する学生の意見交換の方法

(4) キャンパスでの受講が難しい場合は、キャンパス外からの受講可否又はキャンパス外からの受講要件等

(遠隔授業の出欠管理)

第4条 出欠管理については、科目担当教員の責任で記録・管理がなされるところであるが、学則で定める修得できる遠隔授業の単位上限を厳守できるように、個々の学生の出席形態(対面、遠隔)は誰が見てもわかりやすい管理運用に努める。

(非常時の際の遠隔授業の対応)

第5条 感染症の蔓延や特別な災害時など非常時の際は、国からの方針などに則り、本学の関連規程も確認しながら、学修者本位の対応を行うこと。

(遠隔授業の質保証に関する取組み)

第6条 遠隔授業の質保証を担保するための取組みを次の各号に掲げるように講じること。

- (1) 各キャンパスの教職員の配置等を考慮し、一部のキャンパスに著しい差が出ないように遠隔授業の計画を立て、学修者本位の教育活動の実施に努めること。
- (2) あらかじめFD・SDなどで、教育効果や成績評価において学生の修学に著しい差が出ないように、質保証を担保するための対策を講じておくこと。
- (3) 情報通信環境を適切に整備すること。
- (4) 学生から定期的に意見聴取等を行うこと。
- (5) 学生から寄せられた改善してほしい事項について、FD・SDなどを活用して対応策を講じ、改善に努めること。
- (6) 各キャンパス間で、密な連絡・調整を行い、著しい差が生まれないよう努めること。
- (7) 上記6項を基に遠隔授業改善のPDCAサイクルを適切に展開すること

(その他)

第7条 本学に在籍する未入国留学生及び配慮が必要な学生について、特例として遠隔授業を認める際には、関係部署とよく相談して学修者に寄り添った対応を行うこと。また、配慮にあたり、手続き書式等を別途定めることもできる。

第8条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月21日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から改正し、施行する。